

こんな商法にご注意！

# デート商法

恋愛感情を利用し、断りにくい状況で商品の購入を勧誘して契約を迫る商法です。



出会い系サイトなどできっかけを作り、デートを装ってアクセサリーや絵画などを契約させます。契約後は相手と連絡できなくなることもよくあります。デート商法は、契約書面を受け取った日を含む8日間は、クーリング・オフ（消費者が無条件で契約を解除できる制度）できます。

**知らない異性からの誘いに安易に乗らず、不要なものは「いりません」とはっきり断ることが大切です。**